



寝屋川市役所労第 10 号

2020年5月20日

寝屋川市長
広瀬慶輔様

寝屋川市役所職員労働組
執行委員長 西山 多喜

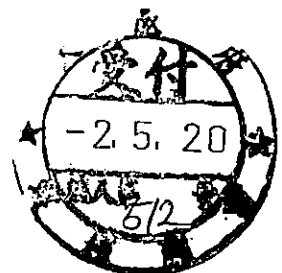


2020年夏期総合生活改善闘争に関する要求書

貴職におかれましては常日頃の地方自治確立に向けたご健闘に対し、心から敬意を表します。賃金・労働条件の決定にあたっては、労使交渉・協議の実施とそれに基づく合意によるものとし、労使による自主決着をすること。交渉を打ち切り、条例案を議会に一方的に提案するようなことを行わないこととし、下記の事項について誠意ある回答をされるよう要求します。

記

1. 主査に代わる新しい管理監督職の在り方について早急に労使協議をすること。
2. 夏季一時金については、条例分を6月30日に支給すること。
3. 夏季休暇については7日とし、取得期間は6月1日から10月31日までとすること。
4. 2021年度新規採用職員にあたっては、「第6期定員適正化計画」を基本に、予定者数及び職種について今後の退職者数や業務量・質等を十分に考慮し、労使協議のうえ柔軟に対応すること。特に、現業職員については採用を再開すること。
5. 各職場における人員配置については、退職予定者数等を十分考慮したうえで配置すること。
6. 人事評価制度については、被評価者が自己の評価結果について十分に納得する説明と、被評価者の評価を高めるための明確な指導と助言が評価者に求められています。そのため、各評価者が制度を熟知するまで、きっちりとした評価者研修を行うこと。
7. 7月の安全月間に職場巡視行動を実施し、そのための必要な体制を整備すること。また、メンタルヘルス対策のなおいっそうの充実に努めること。
8. 地方公務員法第28条に基づく失職の特例を条例に定めること。



9. 2017年に成立した改正地方自治法(2020年4月施行)で、地方公共団体の長や職員などの地方公共団体に対する損害賠償責任について、職務の遂行において善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額の上限を定め、それ以上の額は免責できるよう条例で定められるようになった。寝屋川市においても総務省が政令で示した上限基準額を最低基準として条例化すること。

以 上